

(1) 意見書の採択について (3件)

① 松前半島道路の整備促進を求める意見書

陳情団体 渡島西部四町議会議員連絡協議会 会長 溝部 幸基

② 国土強靱化に資する道路の整備に関する意見書

陳情団体 渡島町村議会議長会 会長 能登谷 正人

陳情団体 北海道道路整備促進協会 会長 外崎 秀人

陳情団体 北海道治水砂防海岸事業促進同盟 会長 山本 栄二

③ 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

陳情団体 全国町村議会議長会 会長 松尾 文則

## 松前半島道路の整備促進を求める意見書

松前半島道路は、北海道松前町から北海道新幹線木古内駅周辺や函館・江差自動車道茂辺地木古内道路に接続する路線で、平成 10 年に地域高規格道路の計画路線に指定された。

現道の国道 228 号は、昭和 63 年に旧国鉄松前線が廃止となって以降、当該沿線地域の人・物の流通を担う唯一の道路として地域を支えている。しかし、急峻な地形と津軽海峡に挟まれた海岸線に位置しているため、台風や低気圧による大雨や大しけ、落石などにより通行止めがたびたび発生し、北海道新幹線開業を機にした観光や産業振興、高齢化が進む地域住民の生活、医療施設への救急搬送や通院などに不安を抱えている。

また、平成 29 年 2 月に北海道が公表した「北海道日本海沿岸の津波浸水想定」は、稚内市から松前町までの日本海沿岸部での最大クラスの津波浸水を想定しているが、高波・波浪時には頻繁に越波し通行止めとなる福島～松前間の脆弱性を一層、際立たせる結果となった。

以上のことから、災害に強く、渡島西部のブランド力のある農水産物を安全、確実に出荷でき、救急搬送の速達性・定時性を確保し、救命率の向上を図る松前半島道路の早期整備は、沿線住民の長年の悲願である。

については、本路線の一日も早い整備と開通が確実なものとなるよう強く要望する。

### 記

区分	要望事項
地域高規格道路 松前半島道路	松前～木古内間（約 60 k m）の松前町側からの事業化に向けた調査促進及び早期着手

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

（議決年月日）

北海道松前郡福島町議会議長 溝部 幸基

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣

## 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書

北海道は、豊かで美しい自然環境や広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食など、多様な魅力を有しており、国内外より訪れる観光客の増加が続いていたが、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、本道の経済は食産業や観光業、農林水産業など幅広い分野において、大きな打撃を受けている。

今後は、感染抑制のための取組を継続しながら、経済活動との両立を図ることや復興に向けた取組を加速することが必要であり、そのためには、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域（生産空間）が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、生産性の向上に資する高規格幹線道路ネットワークの早期形成や機能向上が必要不可欠である。

また、本道は近年、豪雨、暴風雪、地震、津波などの自然災害時に発生する交通障害、多発する交通事故、道路施設の老朽化など、様々な課題を抱えている。加えて、本州に比べ積雪寒冷の度合いが特に甚だしく、除排雪等に要する費用も多額となっている。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担のもと、道路整備・管理に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要である。

よって、国においては、国土の根幹をなす高規格幹線道路から住民に最も密着した市町村道に至る道路網の計画的・体系的整備の必要性や、新型コロナウイルス収束後の物流・観光をはじめとする経済活動の復興における道路の重要性などを踏まえ、より一層の道路整備の推進や管理の充実・強化が図られるよう、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

### 記

- 1 長期安定的に道路整備・管理が進められるよう、新たな財源を創設するとともに、道路関係予算は、所要額を満額確保すること。
- 2 高規格幹線道路については、着手済み区間の早期開通はもとより、未着手区間の早期着手及び暫定2車線区間における4車線化といった機能向上を図ること。
- 3 令和2年度までの限定的な措置となっている「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を継続し、対象事業の範囲を拡充すること。  
また、地方が国土強靱化地域計画に基づく事業を着実に推進するため、必要な予算を確保するとともに、緊急自然災害防止対策事業債等の継続を含めた地方財政措置制度の充実を図ること。
- 4 道路施設の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援の充実を図るとともに、対策予算を確保すること。
- 5 冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進、安全で快適な自転車利用環境の創出、北海道観光の発展に資する交通ネット

ワーク形成など、地域の暮らしや経済活動の復興を支える道路の整備や管理の充実に努めること。

- 6 泊発電所周辺の道路は、複合災害発生時における避難道路としての機能も有していることから、こうした道路の事業について、国の負担割合を引き上げるとともに、早急な整備と適切な管理を図るために必要な予算を別枠で確保すること。
- 7 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の維持・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

(議決年月日)

北海道松前郡福島町議会議長 溝部 幸基

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣  
国土交通大臣、国土強靱化担当大臣

## 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の 急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の確保が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記の事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

### 記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。
- 3 令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる科目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。
- 5 特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来、国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

(議決年月日)

北海道松前郡福島町議会議長 溝部 幸基

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣  
厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣  
まち・ひと・しごと創生担当大臣